

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月29日
【事業年度】	第14期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	アライドアーキテツ株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊増 貴久
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	執行役員 築 隼人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	執行役員 築 隼人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	2,163,683	2,583,729	6,004,576	5,606,774	4,088,683
経常利益又は経常損失 (千円)	219,802	365,104	273,978	150,449	251,159
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	119,867	418,779	236,339	1,575	369,488
包括利益 (千円)	127,826	420,548	242,655	9,216	429,406
純資産額 (千円)	1,509,263	1,098,940	1,348,320	1,797,031	1,387,860
総資産額 (千円)	1,897,369	1,534,251	3,315,123	3,300,154	3,044,434
1株当たり純資産額 (円)	117.09	84.65	102.14	129.06	98.41
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	9.32	32.44	18.12	0.12	26.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	8.72	-	15.24	-	-
自己資本比率 (%)	79.5	71.6	40.7	54.3	45.3
自己資本利益率 (%)	7.9	-	19.3	-	-
株価収益率 (倍)	36.37	-	41.65	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	77,797	567,986	446,312	168,662	362,030
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	130,534	93,125	389,380	483,292	2,739
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,644	10,242	1,005,075	208,277	485,700
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,313,864	657,754	1,702,858	1,244,257	1,360,600
従業員数 (人)	162	163	169	216	220

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第11期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第11期、第13期及び第14期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第11期、第13期及び第14期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	2,131,016	1,989,041	2,859,409	3,053,839	3,334,657
経常利益又は経常損失 (千円)	239,025	164,482	256,610	119,706	290,602
当期純利益又は当期純損失 (千円)	139,091	217,735	218,972	262,536	83,281
資本金 (千円)	597,685	602,697	612,034	823,322	831,303
発行済株式総数 (株)	4,295,900	4,325,900	4,407,000	13,909,500	14,033,100
純資産額 (千円)	1,525,522	1,318,234	1,542,971	2,241,073	2,107,980
総資産額 (千円)	1,910,562	1,563,958	2,979,533	3,471,743	3,737,191
1株当たり純資産額 (円)	118.35	101.55	116.89	161.03	150.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	10.82	16.87	16.79	19.33	5.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	10.12	-	14.10	18.92	-
自己資本比率 (%)	79.8	84.3	51.8	64.4	56.3
自己資本利益率 (%)	9.6	-	15.3	13.9	-
株価収益率 (倍)	31.34	-	44.96	49.66	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	156	152	147	144	134

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第11期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

4. 第11期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第11期及び第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
平成17年 8月	インターネットを利用した各種マーケティングを主たる事業目的とし、東京都渋谷区恵比寿に当社を設立
平成18年 2月	ホームページ制作事業「aafactory」サービス開始
平成18年 4月	各分野のエキスパートがクチコミポータルを作成する「edita」サービス開始
平成18年 5月	本社を東京都渋谷区広尾へ移転
平成19年 3月	ブロガーがブログで参加するコミュニティ「エディタ・コミュニティ」サービス開始
平成20年 5月	企業ファンサイトモール「モニタープラザ」（現モニプラ ファンブログ）サービス開始
平成20年12月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成21年 4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成22年 9月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成23年 5月	「モニプラファンアプリ for Facebook」サービス開始
平成23年10月	「モニプラファンアプリ for mixi」サービス開始
平成23年11月	「モニプラ for Facebook」がFacebookのモバイルプラットフォームに対応
平成24年 8月	株式会社アイスタイルに対して第三者割当増資を実施
平成24年10月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
平成24年10月	スマートフォン向け020支援サービス「モニプラFIND!」提供開始
平成24年11月	「モニプラ for Twitter」サービス開始
平成24年11月	台湾版「モニプラ for Facebook」サービス開始
平成25年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成26年 3月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd.（現・連結子会社）をシンガポールに設立
平成26年 9月	「BRANDCo（ブランコ）」サービス開始
平成26年10月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得
平成27年 6月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd. がReFUEL4 Pte. Ltd. に商号変更
平成28年 4月	「微博（Weibo）」公式の中国向け広告コンテンツ拡散支援サービス「WEIQ（ウェイキュー）」の日本における独占販売契約を締結
平成28年 6月	UGCを活用したSNS広告運用支援サービス「Letro（レトロ）」の提供開始
平成28年 8月	株式会社FLASHPARK（現・持分法適用関連会社）の株式を取得
平成28年 9月	Vstar Japan株式会社（現・持分法適用関連会社）を設立
平成29年 5月	ドイツ銀行ロンドン支店に対して第三者割当による新株予約権を発行
平成30年 7月	ReFUEL4 Pte. Ltd. がCreadits Pte. Ltd. に商号変更
平成30年 8月	Delivery Vietnam Co., Ltd.（現・非連結子会社）の株式を取得
平成30年 9月	AiCON TOKYO株式会社（現・連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社グループは、インターネットを利用したウェブサービスの運営等を通じて、顧客企業に対し、ソーシャルメディア（ 1 ）等を利用したプロモーションやマーケティング活動を総合的に支援する事業（以下「ソーシャルメディアマーケティング支援事業」といいます）を展開しております。

20世紀は企業による情報発信が消費者にそのまま届く、企業が力を持っていた時代だとするならば、21世紀は消費者がインターネットによって能動的に情報を取捨選択し、さらにソーシャルメディアを通じて自ら情報発信を行う、消費者中心の時代だといえます。

当社グループは、企業におけるソーシャルメディアマーケティング等の効果的な活用の支援をし、企業の情報流通や生活者の消費行動に変化をもたらす、ひいては、生活者個人の利便性を向上させ、より豊かな社会の実現に向けて貢献することを目指しております。

当社グループの事業は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業のみの単一事業であり、セグメント情報を記載しておりませんが、具体的には、以下の3つの市場領域で事業を展開しております。

(1) ファンリレーションシップデザイン

近年、マーケティング市場で「企業に関心・愛着を持つ生活者＝ファン」という概念の認知が進み、企業はこれらをビジネスに活用すべくソーシャルメディアやウェブサイトを駆使してファン作りやファンとの交流に努めています。一方、「ファン」という言葉の持つ意味が多様化し、マーケティング施策も複雑化しているのが実情です。

こうした背景から、当社は、「企業に関心・愛着を持つ生活者」のみならず「企業が発するメッセージに共感し、企業とのコラボレーション（共同作業）を楽しむ生活者」を次世代のファンと独自に再定義し、企業とファンとの最適な関係構築の実現を目指し、「ファンリレーションシップデザイン」という構想を掲げ、企業のプロモーションやマーケティング活動の支援を行っております。

具体的には、自社開発の各種SaaS（ 2 ）を顧客企業に提供することで、限られた人員リソースや広告予算の中でもより多くの成果を上げられるための支援を行っております。また、当社が顧客企業に対して広告制作や運用に係るプランニング、コンサルティングを提供することにより、顧客企業のマーケティングや販売促進を効果的に行うための支援もあわせて行っております。

<主なサービスについて>

SNSマーケティング支援

Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど国内外の主要なSNSを活用したマーケティング施策を支援しております。具体的には、公式アカウントの開設・運用支援、キャンペーンプロモーション、店舗と連携したセールスプロモーション、SNS広告の運用代行など、SNSの影響・拡散力を最大限に活用したマーケティング戦略を立案・実行しております。

ファンマーケティング支援

企業／ブランドと、リアルな場やウェブサイト上で接点を持った生活者と最適かつ長期的なつながりを作り出し、「ファン」を拡大するための支援しております。

UGC（ 3 ）マーケティング支援

生活者によってSNSなどに投稿された写真や動画、口コミなどのコンテンツを収集し、投稿者の許諾のもと、広告クリエイティブや企業／ブランドのオウンドメディア（自社運営サイト）などへの効果的なマーケティング活用の支援をしております。

(2) 越境・インバウンドプロモーション

当社は、主に中華圏に向けてプロモーションを行いたい企業や地方自治体等を対象に、越境EC市場やインバウンド市場に向けたプロモーション支援を行っております。

中国に向けたプロモーションでは、多数のフォロワーを抱えるインフルエンサーを活用したコンテンツの生成・拡散が効果的であり、当社でもこのような施策を支援するサービスを幅広く提供しております。

具体的には、在日中国人の口コミを短期間で収集・活用できる越境プロモーション支援サービス「チャイナタッチ」の提供や、中国で最大規模のSNSである微博（Weibo）の公認サービスであり、微博（Weibo）や微信（WeChat）上のインフルエンサーを活用し、企業の広告コンテンツを拡散することができるプラットフォームサービス「WEIQ」の提供、各種SNSアカウントの運用や広告出稿等を行っております。

なお、「WEIQ」は、微博（Weibo）のグループ会社であるIMS新媒体商業集団（以下「IMS社」といいます）が運営するプラットフォームサービスであり、当社は、IMS社と日本における「WEIQ」の独占販売契約を締結しております。

(3) クリエイティブプラットフォーム

海外子会社であるCreadits社（ 4 ）は、広告クリエイティブに特化したグローバルプラットフォーム「CREADITS®」（ 4 ）を通じて、あらゆるデジタル広告フォーマットに合わせた広告クリエイティブの提供を行っております。

顧客企業は、「CREADITS®」上で広告クリエイティブのリクエストを行うことで、契約プラン（月額固定料金）に応じて付与される購入権チケット「CREADITS（クレジット）」と引き換えに、世界中の広告クリエイターから質の高い広告クリエイティブを短時間で得ることができます。加えて、クリエイティブのアイデア提案や最適化など、広告クリエイティブの活用に必要なサポートを包括的に受けることが可能です。

また、「CREADITS®」は、デジタルメディア運営事業者(Facebook、Instagram、Google等)、顧客企業及び広告クリエイターにそれぞれ以下のメリットを提供するサービスであります。

(ア) デジタルメディア運営事業者のメリット

デジタルメディア運営事業者は、より多くクリック・購入・視聴される広告クリエイティブを、より多くのユーザーに見せることで、限りある広告在庫からのメディア収益を最大化させることが可能となります。

(イ) 顧客企業のメリット

デジタル広告を定期的に出稿している企業にとって、メディアの種類や目的に適した広告クリエイティブを活用することは非常に重要である一方で、様々なメディアに即した質の高い広告クリエイティブを多数用意することに多くの企業が課題を抱えております。「CREADITS®」を利用することで、品質の良い広告クリエイティブを比較的安価で素早く入手することが可能であり、広告クリエイティブに関する多くの課題解決に貢献することが可能となります。

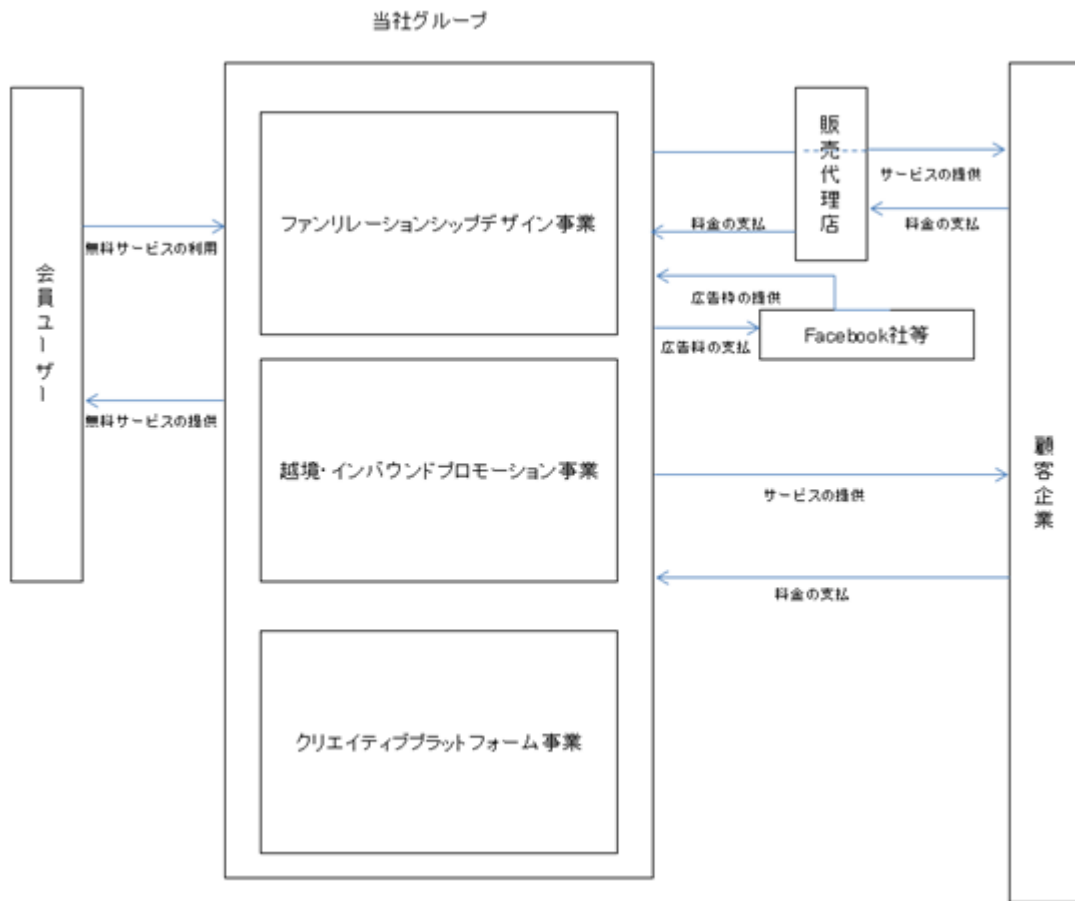
(ウ) 広告クリエイターのメリット

広告クリエイターは、「CREADITS®」を通すことで、場所等の労働環境にとらわれずに業務ができるほか、成果に応じた報酬が分配されることから、よりユーザーに支持される広告クリエイティブを多く制作することによって、生産性と収益を最大化させることが可能となります。

(注) 上記文章中の の箇所の用語解説は以下のとおりです。

- 1 ソーシャルメディア・・・インターネット上でユーザーが情報を発信し形成していくメディアのことであり、電子掲示板、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、クチコミサイト等、利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作り出す要素を持ったウェブサイトやネットサービスの総称であります。
- 2 SaaS（Software as a Service）・・・ソフトウェアをユーザー側に導入するのではなく、ベンダ側で稼働し、ソフトウェアの機能をユーザーがネットワーク経由で利用する形態をとるサービスの総称であります。
- 3 UGC・・・ウェブサイトのユーザーによって生成・制作された コンテンツ（User Generated Content）の総称。
- 4 CREADITS®/Creadits社・・・平成30年7月に、ReFUEL4 Pte. Ltd.が提供する広告クリエイティブに特化したグローバルプラットフォーム「ReFUEL4®」（リフュールフォー）について、当該サービスが提供する価値やビジネスモデルをよりわかりやすく表現することを目的にサービス名称を「Creadits®」（クレジット）に変更いたしました。当該子会社の商号変更は、主要サービスの名称変更にあわせて変更いたしました。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Creadits Pte. Ltd. (注) 3、4、5	シンガポール	588千米ドル	ソーシャルメディア マーケティング支援	98.7	資金の貸付 開発業務の受託 役員の兼任
AiCON TOKYO株式会社 (注) 6	東京都渋谷区	10,000千円	同上	90.0	
(持分法適用関連会社) 株式会社FLASHPARK	東京都新宿区	48,527千円	ソーシャルメディア マーケティング支援	29.3	役務の提供
Vstar Japan株式会社	東京都渋谷区	30,000千円	同上	48.0	業務受託 役員の派遣

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. ReFUEL4 Pte. Ltd. は平成30年7月にCreadits Pte. Ltd. に商号変更いたしました。

4. 特定子会社に該当しております。

5. Creadits Pte. Ltd. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	743,355千円
	(2) 経常損失	350,512千円
	(3) 当期純損失	350,512千円
	(4) 純資産額	656,180千円
	(5) 総資産額	113,632千円

6. 平成30年9月に設立いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成30年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ソーシャルメディアマーケティング支援	220
合計	220

(2) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
134	30.52	2.92	5,085

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	61
開発部門	49
全社(共通)	24
合計	134

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)は、管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社グループは、ソーシャルメディアの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、ソーシャルメディアマーケティング市場は、急速に成長しているステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(1) サービスの差別化、競合優位性の確立

当社グループは、ソーシャルメディアを中心としたデジタルマーケティング支援事業を行っており、サービス内容の差別化及び競合優位性の確立が当社グループの発展に不可欠であると認識しておりますが、そのためには、当社グループの提供するサービスの機能強化、ユーザビリティの向上、知名度の向上が重要であると考えております。

サービスの機能強化及びユーザビリティの向上に関しましては、当社グループが持つ技術力及び企画力を活かしたクオリティの高い機能をリリースする方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。

(2) 開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に速く、またソーシャルメディアマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制が不可欠となります。

当社グループでは、日本、ベトナム、シンガポール等のグローバルでの人材獲得及び開発体制を構築し、顧客ニーズに迅速に対応するサービスの開発に努めてまいります。

これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用が特に重要であると考えております。

具体的には、当社グループでは、定期的にエンジニア向けセミナーや勉強会を開催し、社内向けとしては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、当社グループの開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

(3) 営業力の強化

当社グループは、ソーシャルメディアを中心としたマーケティング支援に関するSaaS（Software as a Serviceの略称。）と各種ソリューションのクロスセルの促進を目指しており、それに即した営業体制の構築に注力する方針であります。

具体的には、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

(4) 内部管理体制の強化

現在、当社グループは成長期にあり、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、業務運営の効率化やリスク管理等の内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社グループでは、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

インターネット事業に関する一般的なリスク

当社グループは、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報管理によるリスク

当社グループはサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制等について

当社グループ事業を規制する主な法規制として、(ア)「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律については、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告等といった迷惑メールを規制し、インターネット等を良好な環境に保つものです。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社グループが媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社グループには、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

上記に加え、消費者庁より平成23年10月28日に公表（平成24年5月9日に一部改定）されている「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」、公正取引委員会より平成13年4月26日に公表されている「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」についても、業界に対して影響を及ぼす可能性があります。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用

や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

サイトの健全性の維持について

当社グループが提供する「モニブラ」等では不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約に明記されている禁止事項の内容は以下となっております。

- (ア) 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (イ) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (ウ) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等第三者が見て個人を特定できる情報の提供
- (エ) 一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為
- (オ) IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サイト内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

広告市場について

広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと推定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、昨今一部のクチコミサイトでのいわゆるやらせ問題及びステルスマーケティング（ ）問題が表面化しております。当社グループでは、ガイドラインを作成し、適宜サイト内の確認を行う等の対応を図っておりますが、広告主の不安が高まった場合等には、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

()ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

為替相場の変動について

当社グループは、外貨建の取引を行っております。これに伴い、外貨建の収益・費用及び資産・負債が発生しております。為替相場の変動による影響を軽減すべく為替予約等によりリスクヘッジを行っておりますが、急激な為替変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

人材の確保及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人材の確保が必要となります。当社グループは今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、事業拡大を目的とした機動的な投資に対応するため、資金調達を目的とした新株予約権を発行しております。

今後においても同様の目的で新株予約権を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりませんでした。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移いたしましたが、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性や資本市場の変動の影響等、引き続き留意すべき状況が続いております。

当社グループが事業を展開するインターネット領域においては、消費者の日常生活においてスマートフォンや多機能端末等が普及し、さまざまなソーシャルメディアの利用時間が増加する中で、企業のマーケティング及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。また、ビッグデータ技術やアドテクノロジーの発展により、消費者にとってより有用性の高いコンテンツや情報提供の可能性が広がり、ソーシャルメディアの活用範囲はさらなる拡大を続けていくと見込まれます。

このような環境において、当社グループでは各種サービスの機能拡充や営業体制の見直しに加え、ソーシャルメディアマーケティングに関するSaaS（Software as a Serviceの略称。以下同じ。）等の継続課金モデルと各種ソリューションのクロスセル等により、顧客企業の総合的なマーケティング支援に取り組んでまいりました。

国内事業においては、これまでの事業拡張と今後の事業展開の方向性を再定義し、企業における「ファン」と企業の最適な関係構築を目指す「ファン・リレーションシップ・デザイン」構想を掲げ、ファンとともにビジネスの成長を目指す企業を包括的に支援してまいります。

また、近年急速に市場が拡大している中国向けの越境EC及びインバウンド市場においては、消費財メーカーを中心に、インフルエンサーの発信力を活用したプロモーション等の支援を行っております。

シンガポール子会社であるReFUEL4 Pte. Ltd.は、顧客企業への提供価値やビジネスモデルをよりわかりやすく表現することを目的にサービス名称を「ReFUEL4®」から「CREADITS®」に変更し、当該変更に合わせて商号もReFUEL4 Pte. Ltd.からCredits Pte. Ltd.に変更いたしました。「CREADITS®」は、急速に拡大するグローバルのデジタル広告市場に向けて、広告主のニーズに合わせてビジネスモデルを改善しながら順調に成長しております。一方、事業の選択と集中の結果として、利益率の低い海外SNS広告について実施しないこととしたため、売上高は減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は4,088,683千円（前連結会計年度比27.1%減）、営業損失は14,673千円（前連結会計年度は営業損失57,445千円）、経常損失は251,159千円（前連結会計年度は経常損失150,449千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は369,488千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,575千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて116,343千円増加し、1,360,600千円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動により使用した資金は362,030千円となりました（前年同期は168,662千円の支出）。これは主に、税金等調整前当期純損失283,376千円を計上した一方で、仕入債務が236,173千円減少したこと及び持分法による投資損失195,301千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動により使用した資金は2,739千円となりました（前年同期は483,292千円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,680千円及び無形固定資産の取得による支出34,394千円等があった一方で、投資有価証券の売却による収入42,860千円等があったものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は485,700千円となりました（前年同期は208,277千円の収入）。これは主に、長期借入れによる収入700,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出229,454千円等があったものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業はソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社グループの主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績は、次のとおりであります。

サービス	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
SNS関連サービス	1,723,862	98.78	481,344	106.40
SNS広告サービス	1,786,992	48.90	16,448	4.53
CREADITSサービス	253,892	99.72	21,175	77.62
合計	3,764,747	66.58	518,967	61.57

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ReFUEL4サービスはCREADISサービスに名称変更いたしました。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
SNS関連サービス	1,694,899	99.3
SNS広告サービス	2,133,787	58.4
CREADISサービス	259,996	105.0
合計	4,088,683	72.9

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

サービス	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Dyisy Group Ltd.	794,537	14.2	-	-

2. 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

3. Dyisy Group Ltd.は、当連結会計年度においては、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度と比べて255,720千円減少し、3,044,434千円となりました。これは主に、現金及び預金が116,343千円増加した一方で、投資有価証券が336,808千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて153,450千円増加し、1,656,573千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が127,926千円、長期借入金が342,620千円増加した一方、買掛金が247,438千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて409,170千円減少し、1,387,860千円となりました。これは主に、親会社に帰属する当期純損失369,488千円を計上したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における主な運転資金需要は、各事業の事業規模拡大や新規事業推進に伴う国内外の子会社における運転資本等であります。

当社グループは、内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達をおこなっており、これらの事業活動に必要な資金の安定的な確保に努めております。資金調達においては、当社は、金融機関に十分な借入枠を有しており、市場環境を勘案し、慎重な判断のもと借入を行っております。一方で内部資金については、国内事業で安定的に利益剰余金を積み重ねることで維持している現預金を活用しており、各種事業への機動的な投資の実行を可能にするとともに、自己資本比率をはじめとする各指標のもと、資金効率の向上に努めております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	30,609	8,048	61,583	100,242	134

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. セグメント情報について、当社は単一セグメントであるため、記載しておりません。
4. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	床面積(m ²)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	1,390.19	110,940

(2) 在外子会社

平成30年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	合計	
Creadits Pte. Ltd.	シンガポール	ソーシャルメ ディアマーケ ティング支援	本社機能	3,839	3,839	57

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,800,000
計	28,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成31年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,033,100	14,036,700	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当 社において標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
計	14,033,100	14,036,700	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成31年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年3月28日の取締役会決議に基づいて発行した第7回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	60 (注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000 (注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	117 (注)3、5
新株予約権の行使期間	平成26年3月30日から 平成34年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 117 (注)3、5 資本組入額 58.5 (注)3、5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成26年3月30日から平成27年3月29日まで

割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。

ロ．平成27年3月30日から平成34年3月27日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

- 5 平成25年8月14日付株式分割（1株につき100株の割合）、平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年3月29日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18 [15]
新株予約権の数（個）	114 [102] （注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,200 [30,600] （注）1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	154 （注）3、5
新株予約権の行使期間	平成27年3月31日から 平成35年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 154 （注）3、5 資本組入額 77 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成27年3月31日から平成28年3月30日まで

割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。

ロ．平成28年3月31日から平成35年3月28日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5 平成25年8月14日付株式分割（1株につき100株の割合）、平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年9月17日の取締役会決議に基づいて発行した第9回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 18 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	905（注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	75
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	271,500（注）1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	561（注）3、5
新株予約権の行使期間	平成26年10月22日から 平成33年10月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 561（注）3、5 資本組入額 280.5（注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が10億円を超過した場合に、業績判定水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、行使期間の末日まで行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第10回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 67 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	1,674 （注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	157
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	502,200 （注）1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	207 （注）3、5
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から 平成33年10月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 207 （注）3、5 資本組入額 103.5 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過した場合に、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年11月10日の取締役会決議に基づいて発行した第11回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 29
新株予約権の数（個）	1,170 （注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	190
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	351,000 （注）1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	709 （注）3、5
新株予約権の行使期間	平成30年4月1日から 平成37年1月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 709 （注）3、5 資本組入額 354.5 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ）決算期：平成29年12月期から平成35年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金20億円

行使可能割合：100%

（ ）決算期：平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金10億円

行使可能割合：50%

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
 - (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- 5 平成29年 7 月 1 日付株式分割（1 株につき 3 株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第16回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 37
新株予約権の数（個）	2,400（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	435
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	240,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906（注）2
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日から 平成38年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906（注）2 資本組入額 453（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ） 決算期：平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金15億円

行使可能割合：100%

（ ） 決算期：平成30年12月期から平成32年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金10億円

行使可能割合：40%

（ ） 決算期：平成30年12月期から平成31年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金7億円

行使可能割合：20%

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

平成29年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第17回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 41
新株予約権の数（個）	2,400（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	240,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906（注）2
新株予約権の行使期間	平成32年4月1日から 平成40年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906（注）2 資本組入額 453（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ）決算期：平成30年12月期から平成35年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金20億円

行使可能割合：100%

（ ）決算期：平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金15億円

行使可能割合：40%

- () 決算期：平成30年12月期から平成32年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金10億円
行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

平成29年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第18回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	川野 弘道 （注）1
新株予約権の数（個）	2,450 （注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906 （注）3
新株予約権の行使期間	平成33年4月1日から 平成41年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906 （注）3 資本組入額 453 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ） 決算期：平成31年12月期から平成37年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金25億円

行使可能割合：100%

（ ） 決算期：平成31年12月期から平成35年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金20億円

行使可能割合：40%

- () 決算期：平成31年12月期から平成34年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円
行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

平成29年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第19回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	川野 弘道 (注) 1
新株予約権の数(個)	2,450 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	245,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	906 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成34年4月1日から 平成42年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 906 (注) 3 資本組入額 453 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、下記() () () の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

() 決算期：平成32年12月期から平成38年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金30億円

行使可能割合：100%

() 決算期：平成32年12月期から平成37年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金25億円

行使可能割合：40%

- () 決算期：平成32年12月期から平成35年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円
行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

平成30年11月26日の取締役会決議に基づいて発行した第20回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 6
新株予約権の数（個）	2,800 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	507 （注）2
新株予約権の行使期間	平成30年12月17日から 平成38年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 507 （注）2 資本組入額 253.5 （注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（5）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

平成29年5月19日の取締役会決議に基づいて発行した第12回新株予約権

新株予約権の数(個)	1,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,237 (注) 2、3、6
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,237 (注) 4、6 資本組入額 618.5 (注) 4、6
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前の取引日(以下「算定基準日」という。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に下記3記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が1,237円(以下「下限行使価額」といい、下記3の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、上記(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2)に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 4 新株予約権の取得事由
- 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり752円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 5 本新株予約権の一部行使はできない。
- 6 平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年5月19日の取締役会決議に基づいて発行した第13回新株予約権

新株予約権の数(個)	2,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500 (注)2、3、6
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 (注)4、6 資本組入額 750 (注)4、6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、上記(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり530円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

5 本新株予約権の一部行使はできない。

6 平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年5月19日の取締役会決議に基づいて発行した第14回新株予約権

新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800 (注) 2、3、6
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 (注) 4、6 資本組入額 900 (注) 4、6
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、上記(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり291円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

5 本新株予約権の一部行使はできない。

6 平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年5月19日の取締役会決議に基づいて発行した第15回新株予約権

新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注) 2、3、6
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 (注) 4、6 資本組入額 1,100 (注) 4、6
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

3 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、上記(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり80円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

5 本新株予約権の一部行使はできない。

6 平成29年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)1	62,500	4,295,900	5,812	597,685	5,812	569,685
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)1	30,000	4,325,900	5,012	602,697	5,012	574,697
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注)1	81,100	4,407,000	9,336	612,034	9,336	584,034
平成29年1月1日～ 平成29年6月30日 (注)1	120,900	4,527,900	81,903	693,937	81,903	665,937
平成29年7月1日 (注)2	9,055,800	13,583,700	-	693,937	-	665,937
平成29年7月2日～ 平成29年12月31日 (注)1	325,800	13,909,500	129,384	823,322	129,384	795,322
平成30年1月1日～ 平成30年12月31日 (注)1	123,600	14,033,100	7,981	831,303	7,981	803,303

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。
2 株式分割(1:3)によるものであります。
3 平成31年1月1日から平成31年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ277千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	18	33	27	5	3,716	3,806	-
所有株式数 (単元)	-	21,104	2,538	6,783	7,471	10	102,409	140,315	1,600
所有株式数の割 合(%)	-	15.04	1.81	4.83	5.32	0.01	73.00	100.00	-

(注) 自己株式23,544株は、「個人その他」に235単元、「単元未満株式の状況」に44株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
中村 壮秀	東京都目黒区	5,151,500	36.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	858,800	6.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	691,600	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	393,700	2.81
株式会社アイスタイルキャピタル	東京都港区赤坂一丁目12-32	231,000	1.65
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTER 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ	208,800	1.49
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘20-1	157,900	1.13
SI Arbitrage ST 投資事業有限責任組合	東京都千代田区三番町2-2	125,000	0.89
福岡 杏子	東京都世田谷区	113,000	0.81
毛利 寛	東京都文京区	103,800	0.74
計	-	8,035,100	57.35

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 23,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,008,000	140,080	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	14,033,100	-	-
総株主の議決権	-	140,080	-

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
アライドアーキテックス株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階	23,500	-	23,500	0.17
計	-	23,500	-	23,500	0.17

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	23,544	-	23,544	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成31年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、当事業年度の剰余金の配当についても無配としております。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を鑑み、決定する予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
最高(円)	6,600	1,100	3,595	4,950 1,545	1,177
最低(円)	914	472	390	2,222 686	313

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成29年7月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	684	629	660	647	608	500
最低(円)	514	451	512	524	455	313

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性6名 女性3名（役員のうち女性の比率33.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		中村 壮秀	昭和49年6月3日生	平成9年4月 住友商事株式会社入社 平成12年6月 株式会社ゴルフダイジェ スト・オンライン入社 平成16年7月 同社執行役員 平成17年8月 当社設立 代表取締役社長 平成31年1月 当社代表取締役会長（現任）	(注)3	5,151,500
代表取締役 社長		豊増 貴久	昭和49年11月13日生	平成9年4月 株式会社三和銀行（現 株式 会社三菱UFJ銀行）入行 平成17年7月 楽天株式会社入社 平成23年1月 グリー株式会社入社 平成23年7月 株式会社ハ・ン・ド取締役 平成24年6月 ジーブラ株式会社取締役 平成24年11月 ユナイテッド・シネマ株式会 社入社 平成25年12月 同社取締役 平成27年2月 当社入社 平成27年3月 当社取締役 平成29年3月 当社取締役副社長 平成29年5月 株式会社大都社外取締役（現 任） 平成29年12月 当社取締役副社長CFO 平成31年1月 当社代表取締役社長（現任）	(注)3	69,800
取締役	Credits Pte. Ltd. CEO	瀧口 和宏	昭和54年1月6日生	平成12年10月 株式会社グローバルダイニン グ入社 平成14年11月 株式会社インテリジェンス入 社 平成17年8月 当社取締役 平成21年4月 株式会社セプテーニ入社 平成26年1月 当社入社 平成26年3月 Allied Asia Pacific Pte. Ltd.(現 Credits Pte. Ltd.) Managing Director 平成27年3月 当社取締役（現任） 平成27年6月 ReFUEL4 Pte.Ltd.(現Credits Pte. Ltd.) CEO（現任）	(注)3	-
取締役	上級執行役員	松井 裕美	昭和45年12月28日生	平成3年6月 日本航空株式会社入社 平成19年1月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 平成19年9月 トランスコスモス株式会社入 社 平成24年10月 株式会社アイレップ入社 平成26年1月 同社執行役員 平成28年7月 当社入社 平成29年3月 当社執行役員 平成30年1月 当社上級執行役員（現任） 平成31年3月 当社取締役（現任）	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1		太田 彩子	昭和50年 9月12日生	平成13年 6月 株式会社リクルート入社 平成18年 9月 株式会社ベレフェクト設立 代表取締役(現任) 平成25年 2月 一般社団法人 営業部女子課の 会設立 代表理事(現任) 平成25年 6月 株式会社CDG 取締役 平成28年 6月 平成28年度内閣府特命担当大 臣表彰「女性のチャレンジ 賞」受賞 平成29年 3月 当社社外取締役(現任) 平成29年 6月 内閣府子ども・子育て会議 委員(現任) 平成30年12月 株式会社コナカ社外取締役 (現任)	(注) 3	1,500
取締役 (注) 1		市川 祐子	昭和45年12月26日生	平成 5年 4月 日本電気株式会社入社 平成14年11月 NECエレクトロニクス(現 ル ネサスエレクトロニクス)株 式会社入社 平成17年10月 楽天株式会社入社 平成28年 6月 同社IR部長 平成30年 3月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	800
監査役 (常勤) (注) 2		小副川 俊朗	昭和26年 2月 7日生	昭和51年 4月 株式会社セイター入社 平成 4年 6月 株式会社セイター代表取締役 社長 平成23年 3月 ジャパン・ウェルズ・マネジ メント証券株式会社(現あお ぞら証券株式会社)シニアア ドバイザー 平成24年 6月 ユナイテッド・シネマ株式会 社社外監査役 平成28年 3月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2		原田 潤	昭和48年 3月28日生	平成 9年 4月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 平成13年 7月 野村證券株式会社入社 平成13年 8月 公認会計士登録 平成15年11月 ヤフー株式会社入社 平成16年11月 株式会社ライブドア入社 平成18年 8月 株式会社Prince&Partners取 締役 平成23年 7月 同社 代表取締役 平成24年 3月 当社監査役(現任) 平成24年 7月 あおばアドバイザーズ株式会 社 代表取締役(現任) 平成30年 8月 神宮前あおば税理士法人 社 員(現任)	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2		大村 健	昭和49年 4月27日生	平成11年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成23年 1月 フォーサイト総合法律事務所開設 代表パートナー弁護士(現任) 平成24年12月 モーションピート株式会社(現 ユナイテッド株式会社)社外監査役(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任) 平成27年 9月 パイプドHD株式会社社外監査役(現任) 平成27年12月 株式会社イグニス社外取締役(現任)	(注) 5	—
計						5,223,600

- (注) 1. 取締役太田彩子及び市川祐子は、社外取締役であります。
2. 監査役小副川俊朗、原田潤及び大村健は、社外監査役であります。
3. 平成31年 3月29日開催の定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成28年 3月30日開催の定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成29年 3月28日開催の定時株主総会終結の時から平成32年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有株式数は平成30年12月31日時点のものであります。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。上級執行役員は2名で、インキュベーションカンパニー長 松井裕美、プロダクトカンパニー長 村岡弥真人で構成されております。執行役員は5名で、ソリューションカンパニー長 花井智、Creadits Pte. Ltd. Financial Controller 築隼人、プロダクトカンパニー担当 藤田佳佑、ソリューションカンパニー担当 一志肇、インキュベーションカンパニー担当 金濱壮史で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「ソーシャルテクノロジーで、世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、日本のソーシャルメディアマーケティングを牽引する存在を目指し、当社グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役6名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 監査役、監査役会

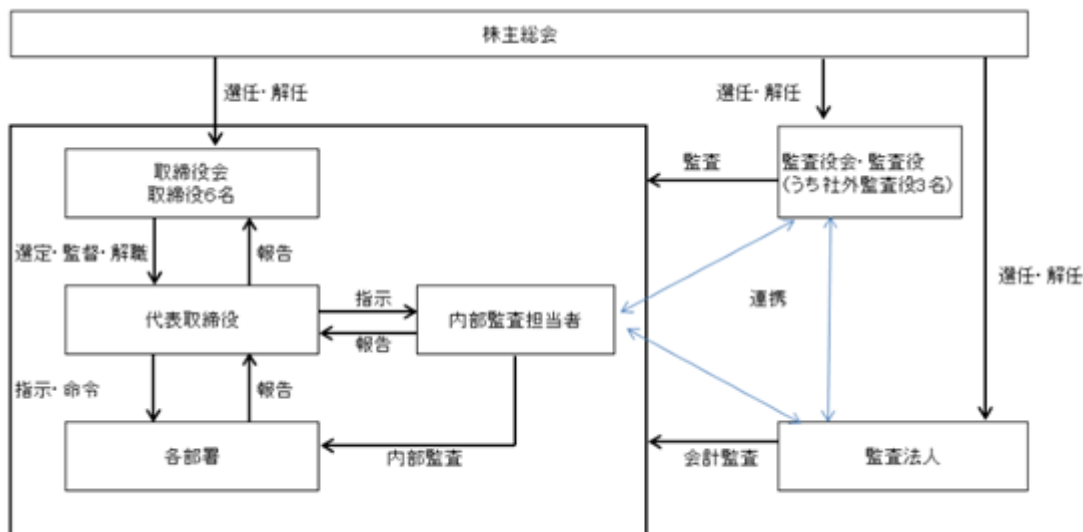
当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役・監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



2) 内部統制システムの整備の状況

当社は内部統制の基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。その他取締役及び従業員の職務遂行に対し、監査役・監査役会及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

具体的には「内部通報規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「文書取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき、1) 会社の機関の基本説明 口. 監査役、監査役会 八. 内部監査に記載のとおり監査を実施しております。

監査法人との連携状況に関しては、内部監査担当者と監査役が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査法人と適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

なお、監査役原田潤は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレート部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、コーポレート部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、営業部門においては、顧客案件の進捗度合い等について、定型的なフォーマットに基づき継続して情報を共有する仕組みを構築しており、開発部門においてもシステム面でのリスクを顕在化させないよう計画的な進捗管理を実施しております。これらの情報は隔週の役員同士のミーティング時に組織横断的に共有され、必要に応じた取締役会への報告を含めたリスクマネジメントを実施しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外監査役として、小副川俊朗、原田潤（公認会計士）及び大村健（弁護士）の3名を選任しております。また、社外取締役として太田彩子及び市川祐子を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

当社と社外取締役及び社外監査役並びにその兼職先との間には、人的・資本的關係、取引關係及びその他特別な利害關係はありません。なお、社外取締役太田彩子及び市川祐子は、「5 役員の状況」に記載のとおり、当社株式を保有しております。

社外取締役は、取締役会においてより客観的かつ中立的な立場から発言を行うことにより、取締役会の経営監視機能を強化する役割を担っております。また、社外取締役は、内部監査担当者と定期的な意見・情報交換を行い、取締役会において内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、経営者及び社外監査役としての豊富な経験、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保すること等であります。また、社外監査役は、監査役会において定期的に内部監査及び会計監査人の監査の結果並びに内部統制の運用状況についての報告を受け、意見・情報交換を行っております。

役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	52,800	52,800	-	-	3
社外役員	19,350	19,350	-	-	5

2) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 19銘柄
貸借対照表計上額の合計額 677,016千円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)インサイト	40,000	12,400	業務提携の強化
(株)CDG	100,000	190,000	業務提携の強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)インサイト	40,000	17,200	業務提携の強化
(株)CDG	100,000	116,600	業務提携の強化

会計監査の状況

当社はPwC京都監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士は若山聡満及び岩瀬哲朗であり、PwC京都監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名、その他12名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役、監査役の実任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役及び社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,500	-	22,000	2,000
連結子会社	-	-	-	-
計	21,500	-	22,000	2,000

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるReFUEL4 Pte. Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査証明業務に基づく報酬として4,144千円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるCreadits Pte. Ltd. (旧社名 ReFUEL4 Pte. Ltd.)は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているPwCに対して、監査証明業務に基づく報酬として4,019千円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は、会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人に対して、監査法人交代に伴う手続業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任 あずさ監査法人
当連結会計年度及び当事業年度 PwC京都監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

- (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称
選任する監査公認会計士等の名称 PwC京都監査法人
退任する監査公認会計士等の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 異動の年月日
平成30年3月30日
- (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日
平成29年3月28日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、平成30年3月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。
当社は、長期にわたって有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任してきたことから、改めて会計監査人の評価・見直しを行うべきと考え、監査役会が、当社の会計監査人评价・選定基準に従って、同法人を含む複数の監査法人を対象に検討してまいりました。その結果、PwC京都監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び適切性と、当社グループのグローバルな事業活動を一元的に監査する体制を有していることに加え、会計監査人の交代により、従来とは異なる視点や手法による監査を通じて当社財務情報の更なる信頼性の向上が期待できると判断したため、有限責任 あずさ監査法人に代えて、PwC京都監査法人を新たな会計監査人として選任する議案の内容を決定したものであります。
- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,244,257	1,360,600
受取手形及び売掛金	688,402	634,865
仕掛品	4,343	6,617
前払費用	24,290	33,701
繰延税金資産	17,607	6,869
その他	92,903	105,160
貸倒引当金	12,992	12,196
流動資産合計	2,058,810	2,135,618
固定資産		
有形固定資産		
建物	66,663	66,663
減価償却累計額	30,812	36,054
建物(純額)	35,850	30,609
工具、器具及び備品	63,913	70,480
減価償却累計額	51,796	58,592
工具、器具及び備品(純額)	12,116	11,888
有形固定資産合計	47,967	42,497
無形固定資産		
ソフトウェア	53,175	61,583
その他	2,571	2,890
無形固定資産合計	55,746	64,474
投資その他の資産		
投資有価証券	1,053,995	717,186
差入保証金	83,633	84,655
破産更生債権等	1,927	4,722
その他	5,520	-
貸倒引当金	7,447	4,722
投資その他の資産合計	1,137,628	801,842
固定資産合計	1,241,343	908,815
資産合計	3,300,154	3,044,434

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	419,488	172,050
1年内返済予定の長期借入金	226,954	354,880
未払金	39,081	38,049
未払費用	30,774	37,610
未払法人税等	104,470	33,396
未払消費税等	27,818	45,280
前受金	54,875	47,021
ポイント引当金	6,901	-
その他	42,407	32,181
流動負債合計	952,771	760,470
固定負債		
長期借入金	548,667	891,287
繰延税金負債	1,683	4,816
固定負債合計	550,350	896,103
負債合計	1,503,122	1,656,573
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,322	831,303
資本剰余金	807,642	815,623
利益剰余金	149,733	219,755
自己株式	11,915	11,915
株主資本合計	1,768,782	1,415,256
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,646	53,733
為替換算調整勘定	10,650	17,112
その他の包括利益累計額合計	23,296	36,621
新株予約権	4,953	8,226
非支配株主持分	-	1,000
純資産合計	1,797,031	1,387,860
負債純資産合計	3,300,154	3,044,434

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	5,606,774	4,088,683
売上原価	3,943,519	2,362,945
売上総利益	1,663,254	1,725,737
販売費及び一般管理費	1,172,699	1,740,410
営業損失()	57,445	14,673
営業外収益		
受取利息	154	64
受取配当金	336	3,168
その他	1,838	3,149
営業外収益合計	2,328	6,382
営業外費用		
支払利息	5,924	4,399
株式交付費	1,589	2,507
為替差損	17,211	11,763
投資事業組合運用損	637	3,213
持分法による投資損失	63,214	195,301
和解金	-	25,612
その他	6,755	70
営業外費用合計	95,332	242,868
経常損失()	150,449	251,159
特別利益		
新株予約権戻入益	26	94
株式交換差益	263,738	-
持分変動利益	6,222	-
特別利益合計	269,986	94
特別損失		
投資有価証券評価損	12,088	24,560
投資有価証券売却損	-	6,940
固定資産除却損	2	2,811
特別損失合計	12,088	32,311
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	107,448	283,376
法人税、住民税及び事業税	104,315	73,028
法人税等調整額	4,708	13,083
法人税等合計	109,023	86,112
当期純損失()	1,575	369,488
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,575	369,488

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
当期純損失()	1,575	369,488
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,391	66,379
為替換算調整勘定	2,400	6,462
その他の包括利益合計	10,791	59,917
包括利益	9,216	429,406
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,216	429,406

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	612,034	584,034	151,309	11,915	1,335,461
当期変動額					
新株の発行	211,288	223,608			434,896
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,575		1,575
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	211,288	223,608	1,575	-	433,320
当期末残高	823,322	807,642	149,733	11,915	1,768,782

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	4,254	8,249	12,504	355	-	1,348,320
当期変動額						
新株の発行						434,896
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						1,575
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,391	2,400	10,791	4,598		15,389
当期変動額合計	8,391	2,400	10,791	4,598	-	448,710
当期末残高	12,646	10,650	23,296	4,953	-	1,797,031

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	823,322	807,642	149,733	11,915	1,768,782
当期変動額					
新株の発行	7,981	7,981			15,962
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			369,488		369,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	7,981	7,981	369,488	-	353,526
当期末残高	831,303	815,623	219,755	11,915	1,415,256

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	12,646	10,650	23,296	4,953	-	1,797,031
当期変動額						
新株の発行						15,962
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						369,488
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	66,379	6,462	59,917	3,273	1,000	55,644
当期変動額合計	66,379	6,462	59,917	3,273	1,000	409,170
当期末残高	53,733	17,112	36,621	8,226	1,000	1,387,860

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	107,448	283,376
減価償却費	27,622	36,949
貸倒引当金の増減額(は減少)	14,766	8,820
ポイント引当金の増減額(は減少)	89	6,901
受取利息及び受取配当金	490	3,232
支払利息	5,924	4,399
株式交付費	1,589	2,507
為替差損益(は益)	18,354	8,511
投資事業組合運用損益(は益)	637	3,213
持分法による投資損益(は益)	63,214	195,301
株式交換差益	263,738	-
持分変動損益(は益)	6,222	-
投資有価証券評価損益(は益)	12,088	24,560
投資有価証券売却損益(は益)	-	6,940
売上債権の増減額(は増加)	246,776	40,977
たな卸資産の増減額(は増加)	2,261	2,274
前払費用の増減額(は増加)	1,922	9,411
仕入債務の増減額(は減少)	193,506	236,173
未払金の増減額(は減少)	12,270	1,681
未払費用の増減額(は減少)	3,686	6,922
未払消費税等の増減額(は減少)	44,512	17,422
前受金の増減額(は減少)	61,534	7,855
その他	17,881	5,622
小計	110,839	217,024
利息及び配当金の受取額	490	3,232
利息の支払額	5,623	4,594
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	52,690	143,644
営業活動によるキャッシュ・フロー	168,662	362,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,018	6,680
無形固定資産の取得による支出	39,131	34,394
投資有価証券の取得による支出	372,592	1,873
投資有価証券の売却による収入	-	42,860
関係会社株式の取得による支出	57,359	-
差入保証金の差入による支出	9,834	2,650
その他	5,644	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	483,292	2,739
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	700,000
長期借入金の返済による支出	222,788	229,454
株式の発行による収入	432,554	13,454
新株予約権の発行による収入	5,251	700
非支配株主からの払込みによる収入	-	1,000
その他	6,739	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	208,277	485,700
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,923	4,587
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	453,600	116,343
現金及び現金同等物の期首残高	1,702,858	1,244,257
株式交換に伴う現金及び現金同等物の減少額	5,000	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,244,257	1,360,600

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Creadits Pte. Ltd.

AiCON TOKYO株式会社

当連結会計年度において、AiCON TOKYO株式会社を設立したため、連結の範囲に含めております。なお、ReFUEL4 Pte. Ltd.は平成30年7月にCreadits Pte. Ltd.に商号変更いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Allied Tech Base Co.,Ltd.

Delivery Vietnam Co.,Ltd.

ReFUEL4 Inc.

Creadits Philippines Inc.

アライドアーキテクツ新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。なお、LEVEL4 SOLUTIONS Inc.は平成30年7月にCreadits Philippines Inc.に商号変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称

株式会社FLASHPARK

Vstar Japan株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社(Allied Tech Base Co.,Ltd.、Delivery Vietnam Co.,Ltd.、ReFUEL4 Inc.、Creadits Philippines Inc.、アライドアーキテクツ新株予約権信託)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。なお、LEVEL4 SOLUTIONS Inc.は平成30年7月にCreadits Philippines Inc.に商号変更いたしました。

3. 事業年度等に関する事項

連結子会社及び持分法適用関連会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券差額金に含めております。在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」及び同第15号「顧客との契約から生じる収益」が平成30年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、在外子会社において当該会計基準を適用しております。なお、当該会計方針の変更による損益への影響及び当連結会計年度期首までの累積的影響額はいずれも軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

「収益認識に関する会計基準」等の適用時期については、現在検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
投資有価証券(株式)	233,765千円	40,170千円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(21,061)	(20,057)

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
広告宣伝費	64,151千円	60,302千円
業務委託費	216,963	192,787
給料及び手当	687,768	741,115
減価償却費	21,146	30,317
貸倒引当金繰入額	10,513	22,230
ポイント引当金繰入額	89	6,901

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
ソフトウェア	- 千円	811千円
計	-	811

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	11,437千円	65,593千円
組替調整額	439	-
税効果調整前	11,877	65,593
税効果額	3,485	786
その他有価証券評価差額金	8,391	66,379
為替換算調整勘定:		
当期発生額	2,400	6,462
その他の包括利益合計	10,791	59,917

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2、3	4,407,000	9,502,500	-	13,909,500
合計	4,407,000	9,502,500	-	13,909,500
自己株式				
普通株式 (注) 4	7,848	15,696	-	23,544
合計	7,848	15,696	-	23,544

- (注) 1. 当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加9,055,800株は株式分割によるものであります。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加446,700株はストック・オプションの行使によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加15,696株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第12回新株予約権 (注) 1、2	普通株式	-	600,000	300,000	300,000	752
	第13回新株予約権 (注) 1	普通株式	-	600,000	-	600,000	1,060
	第14回新株予約権 (注) 1	普通株式	-	600,000	-	600,000	582
	第15回新株予約権 (注) 1	普通株式	-	600,000	-	600,000	160
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,399
合計		-	-	-	-	4,953	

- (注) 1. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	13,909,500	123,600	-	14,033,100
合計	13,909,500	123,600	-	14,033,100
自己株式				
普通株式	23,544	-	-	23,544
合計	23,544	-	-	23,544

（注）普通株式の発行済株式総数の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第12回新株予約権	普通株式	300,000	-	-	300,000	752
	第13回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	1,060
	第14回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	582
	第15回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	160
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,004
連結子会社	-	-	-	-	-	-	2,667
合計	-	-	-	-	-	-	8,226

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）
現金及び預金勘定	1,244,257千円	1,360,600千円
現金及び現金同等物	1,244,257	1,360,600

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

() 営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。

() 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

() 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し取引先との関係を勘案して継続的に所有銘柄を見直しております。

() 営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

() 借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

() 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

() 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成29年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,244,257	1,244,257	-
(2) 受取手形及び売掛金	688,402		
貸倒引当金(1)	12,992		
	675,409	675,409	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	202,400	202,400	-
(4) 差入保証金	83,633	84,053	419
(5) 破産更生債権等	1,927		
貸倒引当金(1)	1,927		
	-	-	-
資産計	2,205,700	2,206,119	419
(6) 買掛金	419,488	419,488	-
(7) 未払金	39,081	39,081	-
(8) 未払費用	30,774	30,774	-
(9) 未払法人税等	104,470	104,470	-
(10) 未払消費税等	27,818	27,818	-
(11) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	775,621	774,115	1,505
負債計	1,397,254	1,395,748	1,505
デリバティブ取引(2)	3,888	3,888	-

(1) 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,360,600	1,360,600	-
(2) 受取手形及び売掛金	634,865		
貸倒引当金(1)	12,196		
	622,669	622,669	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	133,800	133,800	-
(4) 差入保証金	84,655	85,334	679
(5) 破産更生債権等	4,722		
貸倒引当金(1)	4,722		
	-	-	-
資産計	2,201,725	2,202,404	679
(6) 買掛金	172,050	172,050	-
(7) 未払金	38,049	38,049	-
(8) 未払費用	37,610	37,610	-
(9) 未払法人税等	33,396	33,396	-
(10) 未払消費税等	45,280	45,280	-
(11) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,246,167	1,246,034	132
負債計	1,572,554	1,572,422	132
デリバティブ取引(2)	4,064	4,064	-

(1) 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100%引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
関係会社株式	233,765	40,170
非上場株式	617,829	543,216

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,244,257	-	-	-
受取手形及び売掛金	688,402	-	-	-
差入保証金	-	-	83,633	-
合計	1,932,659	-	83,633	-

(注) 破産更生債権等(1,927千円)は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,360,600	-	-	-
受取手形及び売掛金	634,865	-	-	-
差入保証金	-	-	84,655	-
合計	1,995,466	-	84,655	-

(注) 破産更生債権等(4,722千円)は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成29年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	226,954	214,888	189,588	144,191	-	-
合計	226,954	214,888	189,588	144,191	-	-

当連結会計年度（平成30年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	354,880	329,580	288,349	139,992	133,366	-
合計	354,880	329,580	288,349	139,992	133,366	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計 上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	202,400	196,450	5,949
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
合計		202,400	196,450	5,949

当連結会計年度（平成30年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計 上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	17,200	11,689	5,510
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	116,600	184,760	68,160
合計		133,800	196,450	62,650

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について12,088千円（その他有価証券の株式12,088千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について24,560千円（その他有価証券の株式24,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	350,300	-	3,888	3,888
合計		350,300	-	3,888	3,888

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	532,800	-	4,064	4,064
合計		532,800	-	4,064	4,064

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
新株予約権戻入益	26	94

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	-	当社従業員 3	当社従業員 18
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 513,000株	普通株式 18,000株	普通株式 34,200株
付与日	平成20年 6月30日	平成24年 3月29日	平成25年 3月30日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成20年 6月30日)から権利確定日(平成22年 7月 1日)まで継続的に勤務していること 付与日(平成20年 6月30日)から権利確定日(平成23年 7月 1日)まで継続的に勤務していること	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成24年 3月29日)から権利確定日(平成26年 3月30日)まで継続的に勤務していること 付与日(平成24年 3月29日)から権利確定日(平成27年 3月30日)まで継続的に勤務していること	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成25年 3月30日)から権利確定日(平成27年 3月31日)まで継続的に勤務していること 付与日(平成25年 3月30日)から権利確定日(平成28年 3月31日)まで継続的に勤務していること
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成20年 6月30日から平成22年 7月 1日まで 付与数の2分の1 平成20年 6月30日から平成23年 7月 1日まで	付与数の2分の1 平成24年 3月29日から平成26年 3月30日まで 付与数の2分の1 平成24年 3月29日から平成27年 3月30日まで	付与数の2分の1 平成25年 3月30日から平成27年 3月31日まで 付与数の2分の1 平成25年 3月30日から平成28年 3月31日まで
権利行使期間	平成22年 7月 1日から平成30年 6月17日まで	平成26年 3月30日から平成34年 3月27日まで	平成27年 3月31日から平成35年 3月28日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 18 社外協力者 1	当社取締役 1 当社従業員 67 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 1	当社取締役 3 当社従業員 29
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 271,500株	普通株式 502,200株	普通株式 351,000株
付与日	平成26年10月21日	平成27年12月21日	平成29年1月13日
権利確定条件	<p>平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者であること</p>	<p>平成28年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること</p>	<p>平成29年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること</p> <p>(行使可能割合:100%)</p> <p>平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること</p> <p>(行使可能割合:50%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	平成27年12月21日から平成29年3月31日まで	平成29年1月13日から平成30年3月31日まで
権利行使期間	平成26年10月22日から平成33年10月21日まで	平成29年4月1日から平成33年10月21日まで	平成30年4月1日から平成37年1月12日まで

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 37	当社取締役 2 当社従業員 41	川野 弘道(注) 2
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 240,000株	普通株式 240,000株	普通株式 245,000株
付与日	平成29年11月30日	平成29年11月30日	平成29年11月30日
権利確定条件	<p>平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>平成30年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>平成30年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が7億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>平成30年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>平成30年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>平成30年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>平成31年12月期から平成37年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>平成31年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>平成31年12月期から平成34年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>
対象勤務期間	平成29年11月30日から平成31年3月31日まで	平成29年11月30日から平成32年3月31日まで	平成29年11月30日から平成33年3月31日まで
権利行使期間	平成31年4月1日から平成38年11月29日まで	平成32年4月1日から平成40年11月29日まで	平成33年4月1日から平成41年11月29日まで

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	川野 弘道(注)2	当社取締役 3 当社従業員 6
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 245,000株	普通株式 280,000株
付与日	平成29年11月30日	平成30年12月14日
権利確定条件	<p>平成32年12月期から平成38年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が30億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>平成32年12月期から平成37年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>平成32年12月期から平成35年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。</p>
対象勤務期間	平成29年11月30日から平成34年3月31日まで	平成29年11月30日から平成32年3月31日まで
権利行使期間	平成34年4月1日から平成42年11月29日まで	平成30年12月17日から平成38年12月16日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、第1回から第8回の新株予約権につきましては、平成25年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第15回の新株予約権につきましては、平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	48,000	18,000	111,000
権利確定	-	-	-
権利行使	48,000	-	75,600
失効	-	-	1,200
未行使残	-	18,000	34,200

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	424,500	604,200	420,000
付与	-	-	-
失効	153,000	102,000	69,000
権利確定	-	-	-
未確定残	271,500	502,200	351,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	240,000	240,000	245,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	240,000	240,000	245,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	245,000	-
付与	-	280,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	245,000	280,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 株式数に換算しております。なお、第3回から第8回の新株予約権につきましては、平成25年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第15回の新株予約権につきましては、平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(注)1 (円)	90	117	154
行使時平均株価 (円)	726	-	995
付与日における公正な評価単価(注)2(円)	-	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(注)1 (円)	561	207	709
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(注)2(円)	100	100	100

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格(注)1 (円)	906	906	906
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(注)2(円)	500	100	100

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格(注)1 (円)	906	507
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価(注)2(円)	100	250

(注)1. 第3回から第8回の新株予約権につきましては、平成25年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第11回の新株予約権につきましては、平成29年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 公正な評価単価は、第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第16回新株予約権、第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の単価であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 主な基礎数値及び見積方法

	第20回新株予約権
株価変動性(注)1	72.74%
予想残存期間(注)2	8年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利子率(注)4	0.003%

- (注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の満期日に行使されるものとして推定して見積もっております。
 3. 平成29年12月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	42,739千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	92,065千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,058千円	4,057千円
減価償却超過額	8,919	8,123
資産除去債務	2,514	3,013
貸倒引当金	5,732	3,345
ポイント引当金	2,129	-
投資有価証券評価損	14,351	100,129
投資事業有限責任組合運用損	-	1,732
未払事業所税	966	912
繰越欠損金	45,570	102,461
繰延税金資産小計	91,244	223,776
評価性引当額	69,739	215,356
繰延税金資産合計	21,504	8,420
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,581	6,367
繰延税金負債合計	5,581	6,367
繰延税金資産の純額(は負債)	15,923	2,053

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
住民税均等割	2.13	0.62
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.03	0.36
評価性引当額の増減	27.47	14.35
持分法による投資損失	18.16	16.31
持分変動利益	1.79	-
海外子会社の適用税率の差異	26.69	13.15
所得拡大促進税制に係る税額控除	7.47	-
その他	4.38	9.38
税効果会計適用後の法人税等の負担率	101.47	23.31

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	SNS関連 サービス	SNS広告 サービス	ReFUEL4 サービス	合計
外部顧客への売上高	1,707,055	3,652,098	247,619	5,606,774

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	米国	ベトナム	イスラエル	その他の地域	合計
3,036,066	689,833	461,083	801,186	618,604	5,606,774

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Dyisy Group Ltd	794,537	ソーシャルメディアマーケティング支援事業

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	SNS関連 サービス	SNS広告 サービス	Credits サービス(注)	合計
外部顧客への売上高	1,694,899	2,133,787	259,996	4,088,683

(注)平成30年7月にReFUEL4はサービス名称をCreditsに変更いたしました。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他の地域	合計
3,353,754	734,928	4,088,683

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める主要な顧客への売上高はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	129.06円	98.41円
1株当たり当期純損失 ()	0.12円	26.42円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	-

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、平成29年 7月 1日付で株式 1株につき 3株の割合で株式分割を行っております。このため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失 ()を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失 ()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,575	369,488
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,575	369,488
期中平均株式数 (株)	13,583,150	13,983,851
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 (普通株式) 48,000株 第7回新株予約権 (普通株式) 18,000株 第8回新株予約権 (普通株式) 111,000株 第9回新株予約権 (普通株式) 424,500株 第10回新株予約権 (普通株式) 604,200株 第11回新株予約権 (普通株式) 420,000株 第12回新株予約権 (普通株式) 300,000株 第13回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第14回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第15回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第16回新株予約権 (普通株式) 240,000株 第17回新株予約権 (普通株式) 240,000株 第18回新株予約権 (普通株式) 245,000株 第19回新株予約権 (普通株式) 245,000株	第7回新株予約権 (普通株式) 18,000株 第8回新株予約権 (普通株式) 34,200株 第9回新株予約権 (普通株式) 271,500株 第10回新株予約権 (普通株式) 502,200株 第11回新株予約権 (普通株式) 351,000株 第12回新株予約権 (普通株式) 300,000株 第13回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第14回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第15回新株予約権 (普通株式) 600,000株 第16回新株予約権 (普通株式) 240,000株 第17回新株予約権 (普通株式) 240,000株 第18回新株予約権 (普通株式) 245,000株 第19回新株予約権 (普通株式) 245,000株 第20回新株予約権 (普通株式) 280,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	226,954	354,880	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	548,667	891,287	0.6	平成32年～35年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	775,621	1,246,167	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	329,580	288,349	139,992	133,366

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,301,152	2,195,607	3,081,016	4,088,683
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	19,780	38,399	250,346	283,376
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	1,810	69,148	309,213	369,488
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	0.13	4.95	22.12	26.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()(円)	0.13	4.82	17.14	4.30

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,038,638	1,346,177
受取手形	21,587	3,955
売掛金	564,290	532,842
電子記録債権	7,723	81,849
仕掛品	4,343	6,617
前払費用	24,290	33,701
繰延税金資産	17,607	6,869
短期貸付金	226,000	666,000
立替金	211,499	58,539
その他	14,348	38,425
貸倒引当金	11,187	6,204
流動資産合計	2,119,140	2,768,774
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,850	30,609
工具、器具及び備品	8,826	8,048
有形固定資産合計	44,677	38,658
無形固定資産		
ソフトウェア	53,175	61,583
その他	2,571	2,890
無形固定資産合計	55,746	64,474
投資その他の資産		
投資有価証券	820,229	677,016
関係会社株式	348,315	103,611
差入保証金	83,633	84,655
破産更生債権等	1,927	4,722
長期貸付金	5,520	-
貸倒引当金	7,447	4,722
投資その他の資産合計	1,252,178	865,284
固定資産合計	1,352,602	968,417
資産合計	3,471,743	3,737,191

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	153,409	156,552
1年内返済予定の長期借入金	226,954	354,880
未払金	43,451	48,828
未払費用	21,251	18,282
未払法人税等	104,470	33,373
未払消費税等	29,943	46,840
前受金	54,762	46,264
預り金	30,036	24,026
ポイント引当金	6,901	-
その他	9,138	4,060
流動負債合計	680,319	733,108
固定負債		
長期借入金	548,667	891,287
繰延税金負債	1,683	4,816
固定負債合計	550,350	896,103
負債合計	1,230,669	1,629,211
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,322	831,303
資本剰余金		
資本準備金	795,322	803,303
資本剰余金合計	795,322	803,303
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	616,745	533,464
利益剰余金合計	616,745	533,464
自己株式	11,915	11,915
株主資本合計	2,223,473	2,156,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,646	53,733
評価・換算差額等合計	12,646	53,733
新株予約権	4,953	5,558
純資産合計	2,241,073	2,107,980
負債純資産合計	3,471,743	3,737,191

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	1 3,053,839	1 3,334,657
売上原価	1 1,726,597	1 1,854,455
売上総利益	1,327,242	1,480,201
販売費及び一般管理費	1, 2 1,183,536	1, 2 1,182,416
営業利益	143,706	297,784
営業外収益		
受取利息	1 2,312	1 2,291
受取配当金	336	3,168
その他	1,749	2,961
営業外収益合計	4,397	8,421
営業外費用		
支払利息	5,924	4,399
株式交付費	1,589	371
新株予約権発行費	6,739	-
為替差損	13,506	7,549
投資事業組合運用損	637	3,213
その他	-	70
営業外費用合計	28,397	15,603
経常利益	119,706	290,602
特別利益		
新株予約権戻入益	26	94
株式交換差益	263,738	-
特別利益合計	263,764	94
特別損失		
投資有価証券評価損	12,088	24,560
投資有価証券売却損	-	6,940
関係会社株式評価損	3 -	3 255,577
固定資産除却損	-	811
特別損失合計	12,088	287,888
税引前当期純利益	371,382	2,807
法人税、住民税及び事業税	104,137	73,004
法人税等調整額	4,708	13,083
法人税等合計	108,846	86,088
当期純利益又は当期純損失()	262,536	83,281

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		1,111,758	64.3	1,300,748	70.1
労務費		224,072	13.0	169,622	9.1
経費		393,027	22.7	386,358	20.8
計		1,728,858	100.0	1,856,729	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,082		4,343	
合計		1,730,940		1,861,073	
期末仕掛品たな卸高		4,343		6,617	
当期売上原価		1,726,597		1,854,455	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
外注費(千円)	185,351		235,236	
システム運用管理費(千円)	109,689		40,332	
地代家賃(千円)	28,973		22,870	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	612,034	584,034	354,209	11,915	1,538,361
当期変動額					
新株の発行	211,288	211,288			422,576
当期純損失（ ）			262,536		262,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	211,288	211,288	262,536	-	685,112
当期末残高	823,322	795,322	616,745	11,915	2,223,473

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	4,254	4,254	355	1,542,971
当期変動額				
新株の発行				422,576
当期純損失（ ）				262,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,391	8,391	4,598	12,989
当期変動額合計	8,391	8,391	4,598	698,102
当期末残高	12,646	12,646	4,953	2,241,073

当事業年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	823,322	795,322	616,745	11,915	2,223,473
当期変動額					
新株の発行	7,981	7,981			15,962
当期純損失（ ）			83,281		83,281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	7,981	7,981	83,281	-	67,318
当期末残高	831,303	803,303	533,464	11,915	2,156,155

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	12,646	12,646	4,953	2,241,073
当期変動額				
新株の発行				15,962
当期純損失（ ）				83,281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66,379	66,379	605	65,773
当期変動額合計	66,379	66,379	605	133,092
当期末残高	53,733	53,733	5,558	2,107,980

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価の方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券差額金に含めております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
短期金銭債権	500,600千円	759,078千円
短期金銭債務	15,940千円	16,573千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	25,382千円	5,007千円
売上原価、販売費及び一般管理費	42,373千円	75,716千円
営業取引以外の取引高	2,249千円	2,206千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60.7%、当事業年度60.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39.3%、当事業年度39.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
広告宣伝費	22,961千円	20,620千円
給料手当	525,224	536,684
雑給	86,082	75,601
法定福利費	83,746	81,921
役員報酬	74,031	72,150
採用教育費	34,024	17,595
地代家賃	76,577	88,069
減価償却費	18,012	26,430
貸倒引当金繰入額	2,212	6,140
ポイント引当金繰入額	89	6,901

- 3 関係会社株式評価損

前事業年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

関係会社株式評価損は、株式会社FLASHPARKの株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式74,811千円、関連会社株式28,800千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式63,937千円、関連会社株式284,377千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,058千円	4,057千円
減価償却超過額	6,686	5,265
資産除去債務	2,514	3,013
貸倒引当金	5,732	3,345
ポイント引当金	2,129	-
投資有価証券評価損	14,351	100,129
投資事業有限責任組合運用損	-	1,732
未払事業所税	966	912
繰延税金資産小計	43,440	118,457
評価性引当額	21,936	110,036
繰延税金資産合計	21,504	8,420
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,581	6,367
繰延税金負債合計	5,581	6,367
繰延税金資産の純額(は負債)	15,923	2,053

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
住民税均等割	0.62	84.03
交際費等永久に損益に算入されない項目	0.30	48.82
評価性引当額の増減	0.96	3,226.50
税額控除	-	202.68
所得拡大促進税制に係る税額控除	2.16	-
その他	0.66	28.40
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.31	3,215.93

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	66,663	-	-	5,241	66,663	36,054
	工具、器具及び備品	56,384	2,733	-	3,510	59,117	51,069
	計	123,048	2,733	-	8,752	125,781	87,123
無形固定資産	ソフトウェア	78,672	34,006	811	24,787	111,867	50,283
	その他	2,702	2,509	2,122	67	3,090	199
	計	81,375	36,516	2,934	24,854	114,957	50,482

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア SNS関連サービスに係るソフトウェア 18,454千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	18,634	10,927	18,634	10,927
ポイント引当金	6,901	-	6,901	-

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の金額は、洗替による戻入額であります。

2. ポイント引当金の当期減少額の金額は、ポイント制度を廃止したことによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.aainc.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第13期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第14期第1四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月15日関東財務局長に提出

第14期第2四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月14日関東財務局長に提出

第14期第3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成30年4月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成30年11月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

平成30年11月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権等の発行決議)に基づく臨時報告書であります。

平成30年12月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年3月29日

アライドアーキテック株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若山 聡満 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテック株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテック株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成29年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成30年3月29日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アライドアーキテクツ株式会社の平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社が平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月29日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若山 聡満 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成29年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成30年3月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。